

全社地発第231号
平成19年9月27日

都道府県・指定都市社会福祉協議会事務局長 殿

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

社協会費等の納入方法に関する考え方について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、大阪高等裁判所において、平成19年8月24日滋賀県甲賀市「希望が丘自治会」における社協会費を含めた自治会費の増額決議を無効とする判決がなされました。

本判決は、社協会費の納入方法について影響を与えるものと考えられ、本会地域福祉推進委員会として取り急ぎ別紙の通り見解をとりまとめました。

つきましては、貴県・市内市区町村社協への周知ならびにご助言等必要な支援につきましてご配慮くださいますようお願い申し上げます。本会地域福祉推進委員会では、引き続き社協会費等の納入についての考え方を検討・整理した上で、あらためてその内容を報告することとしております。

なお、希望が丘自治会では、本判決を不服として最高裁に上告しておりますことを申し添えます。

【本件に関する問い合わせ先】

全国社会福祉協議会地域福祉部

たまき にしむかい

担当 玉 置、西向、 高橋

Tel 03-3581-4655 FAX 03-3581-7858

e-mail : z-chiiki@shakyo.or.jp

平成19年9月27日

社協会費等の納入方法に関する考え方について

全国社会福祉協議会
地域福祉推進委員会

平成19年8月24日、大阪高等裁判所において、滋賀県甲賀市「希望が丘自治会」における自治会費の増額決議を無効とする判決がなされた。

当該自治会費の中には社協等の会費や共同募全会への寄付金が含まれ、「増額会費名目の募金及び寄附金の徴収は、募金及び寄附金に応じるか否か、どの団体等になすべきか等について、会員の任意の態度、決定を十分に尊重すべきであるにもかかわらず、会員の生活上不可欠な存在である地縁団体により、会員の意思、決定とは関係なく一律に、事実上の強制をもってなされるものであり、その強制は社会的に許容される限度を超えるものというべきである。したがって、このような内容を有する本件決議は、被控訴人（自治会）の会員への思想、信条の自由を侵害するものであって、公序良俗に反し無効というべきである」とされた。

本判決は社協会費の納入方法について影響を与えるものであることから、本委員会として取り急ぎ以下に見解を示す。なお、本委員会としてあらためて社協会費等の納入についての考え方を取りまとめ提案することにしたい。

記

1. 今回の判決は、自治会の決定による社協等の会費や共同募全会への寄付金の一括徴収について違法との判断を下したのではなく、自治会での意思決定を行うにあたって、「募金及び寄附金に応じるか否か、どの団体等になすべきか等」について各会員の任意の態度、決定を十分尊重すべきことを求めたものである。
2. したがって、今後も社協会費を集めるにあたり、自治会に理解と協力を求めることになら問題はなく、むしろ地域福祉の発展のためには自治会との一層の協力体制を構築することが重要といえる。
3. ただ、今回の判決の趣旨から、社協会費の納入にあたってはそこに「任意性」が担保されることが必要である。もとより住民の社協への加入は地域住民の意志を基本としている。社協としては、あくまでも自覚ある加入をすすめるなかで、いわゆる「全戸加入」を目指すものであり、一律・機械的に行うものではない。社協会費の納入を自治会に協力いただく場合には、そのことへの十分な配慮をお願いすることが必要と考える。